

総務常任委員会記録

開催年月日	令和元年 12 月 3 日 (火曜日)
開催時間	午前 9 時 00 分～午前 10 時 51 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	佐藤 (正) 委員長 吉田副委員長 柳下委員 山田委員 岸本委員 関口委員 (議長) 中川委員 小泉委員 青木委員 黒沢委員
欠席委員	なし
説明者	野崎総務部長 三橋総務課長 芝崎主幹 高橋主査 三澤主査
案件	(付託議案) 1. 議案第 57 号 寒川町情報公開条例の一部改正について 2. 議案第 58 号 寒川町個人情報保護条例の一部改正について 3. 議案第 59 号 寒川町職員定数条例の一部改正について 4. 議案第 62 号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について 5. 議案第 63 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
議会事務局	新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 波多野主任主事

午前9時00分 開会

【佐藤（正）委員長】 それでは、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり付託議案5件でございますので、よろしく願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の案件の議案第57号、議案第58号及び議案第62号、議案第63号につきましては、関連する議案でありますので一括議題とし、討論、採決につきましては、個別に行ってまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室まで暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第57号 寒川町情報公開条例の一部改正について及び議案第58号 寒川町個人情報保護条例の一部改正についてを一括議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、付託議案の1、議案第57号 寒川町情報公開条例の一部改正について及び付託議案2、議案第58号 寒川町個人情報保護条例の一部改正について一括審査をお願いいたします。それでは、三橋総務課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 おはようございます。それでは、寒川町情報公開条例の一部改正について及び寒川町個人情報保護条例の一部改正についてをご説明いたします。本議案は、昨年9月に寒川町情報公開審査会から審査請求に関する制度の改正を求める意見書が提出されたことに基づきまして、情報公開条例及び個人情報保護条例を改正し、両条例で設置している審査会にかかる規定を整備するものでございます。

寒川町情報公開審査会は、情報公開制度における公文書公開請求において、実施機関である町の決定に不服があった際の審査請求について審査を行う機関であります。平成26年に行政不服審査法が全部改正されまして、町の条例も法改正に対応し、平成28年に条例改正をしております。その際、審査請求に関する規定も改められておりますが、この改正以降、町では審査請求がしばらくありませんで、平成30年に制度改正以降初の審査請求がありました。実際に審査をしたわけでございますけれども、審査を伴う過程で改善点が洗い出され、意見書の提出に至ったものでございます。

なお、意見書は情報公開制度に対するものでしたが、個人情報保護制度にも同じ制度があることから、個人情報保護条例についても、あわせて改正を行うものでございます。

それでは、タブレット資料03意見書の概要をごらんください。2ページ目からが意見書ですが、1ページ目に概要としてまとめました。意見書での要望事項は大きく3点ございまして、1点目は、審査請求に関する重要な改正について、2点目が、情報公開審査会と個人情報保護審査会の同時開催について、3点目が、審査請求人等からの意見書や資料の送付をしないことについてであります。

1点目の審査請求に関する重要な改正については、さらに3項目となりまして、1つ目は、審査請求の審査をする審査会とは別に、制度の運営に関する諮問機関であります審議会というのがございまして、その審議会が審査会に事前の意見聴取を行うことができる規定の新設、2つ目が、審査手続き

の具体的な運営について審査会が審議できる規定の新設、また3つ目として、審議のために町長が審査会に諮問できる規定の新設を求めるものでございます。

2点目の情報公開審査会と個人情報保護審査会の同時開催については、会長の選任など審査請求によらない審査会の開催について、条例上の根拠規定がないことを改善することを求めるものでございます。

3点目の審査請求人等からの意見書や資料の送付をしないことについては、審査請求人というのは、審査請求をした人、それから実施機関、そしてその他利害関係のことで、これらの人から審査会に対して提出された意見書や資料を他の審査請求人等へ送付する際、第三者の利益の保護を考慮しつつ、部分的な送付や閲覧を可能にする規定を整備することを求めるものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料01議案第57号の4分の3ページをごらんください。情報公開条例第21条は、審査請求人等から審査会へ提出された資料等の写しの送付と閲覧について定めた規定です。現行の第1項では、写しの送付について定めていますが、ただし書きで第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない、つまり写しを送付しないという条文になっております。

第2項は、資料の閲覧について定めた条文ですが、こちらも同様で、条文の後段として、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは閲覧を拒否できるとされております。つまり現状の規定では資料等の送付、閲覧は全部できるか、全部できないかというどちらかになっております。そこで意見書の要望事項の3点目、審査請求人等からの意見書や資料の送付をしないことについてに対応するため、第1項と第2項のただし書きと後段の部分をそれぞれ削り、第5項として、資料等の内容に応じて全部公開か、部分公開か、非公開かを選択して写しの交付や閲覧について柔軟に対応できるように規定を追加いたします。

次に、第22条の2をごらんください。こちらは意見書の要望事項の1点目、審査請求に関する重要な改正についてに対応するため、審議会から意見の求めがあったとき、または町長から審査手続きについての意見の求めがあったときに意見を述べることができるよう新たに規定を加えるものです。

なお、条文中の第25条とあるのは、審議会が専門知識を持つ者に対して意見を求める規定を引用しているものです。

次に、第22条の3をごらんください。こちらは意見書の要望事項の2点目、情報公開審査会と個人情報保護審査会の同時開催についてに基づいて、審査請求事案がないときでも会長等の選任をするために町長が会議を招集できるよう新たに規定を加えるものでございます。

最後に附則として、施行日を交付の日とする旨を規定するものでございます。

続いて、個人情報保護条例の改正内容についてご説明いたします。タブレット資料02議案第58号の4分の3ページ新旧対照表をごらんください。個人情報保護条例は、条文の番号が異なりますが、内容は情報公開条例と同じでございますので、改正案の内容も同じでございますが、ただし、第33条第1項の中で、第18条第2項、第30条第4項を第30条第2項若しくは第4項に改める改正は、引用している条文の誤りを修正する改正でございます。この点だけ情報公開条例の改正とは異なるものです。過去の制度改正の中で、この項を追加したときに引用すべき条文の条番号を誤ったものでございまして、第33条の規定は、先ほど情報公開条例第21条の改正でご説明したように、審査請求人等から提出された意見書や資料を他の審査請求人等へも送付することを規定しているものでございます。町での審査請求における実際の運営は、条文の趣旨のとおり送付しておりますので、審査請求人等が不利になったということはありませんといたしますが、今後はこのような誤りのないよう十分注意したいと思っております。

次のページになりますが、最後に附則として、施行日を交付の日とする旨を規定しております。

改正内容の説明は以上ですが、今回2つの条例改正案の作成に当たりましては、情報公開と個人情報保護両制度の推進機関であります寒川町情報公開制度運営審議会及び寒川町個人情報保護制度運営審議会の意見をいただきながら検討してまいりました。11月7日には、本議案でもある最終的な改正案について両審議会に諮問し、内容は適当であるとの答申をいただいておりますことを申し添えておきます。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
中川委員。

【中川委員】 それでは、1点お伺いさせていただきます。今回は情報公開と個人情報保護のそれぞれ条例の審査会に関する改正ということでございますが、大きく3点あるうちの3点目、意見書や資料の部分的な送付ですとか、閲覧を可能にするための条例の変更をする理由、背景、例えばこれまで部分的な送付とか閲覧ができないことによって、何か実際にそうした不都合が生じたケースがあったということで、今回条例を改正しようとするのか、あるいはそうした不都合は実際にはなかったんだけど、ただ、ほかの自治体では基本的には部分的な送付や閲覧も可能としているのに、そういった規定をうちの町の場合は欠いていた、不備があったという点からの改正なのか、そうした点についてはどのようになっておりますでしょうか。この1点をお尋ねいたします。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 意見書や資料の部分的な送付を可能にする改正でございます。実際にそれら不都合に生じたかどうかということですが、実際に不都合が生じたということではございません。過去に何度か審査請求、以前は不服申し立てと申しましたが、審査請求の審査を行ったことはありますが、その際提出された資料や意見書を非公開とする部分、隠さなければいけない部分はありませんでしたので、提出された資料は、意見書等については他の審査請求人等にも送付ができております。というのもありまして、実際に支障が生じたということではございません。今回の改正に当たっては、他の自治体の状況を詳細には把握してございませんが、情報公開審査会の委員の議論の中で、通常の情報公開における部分公開が可能でありますから、こういった資料についても当然に部分公開は検討すべきだというところが意見としてありまして、そこから可能な部分については、できるだけ公開すべきだという議論だったと認識しております。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 そうしますと、ほかの自治体はともあれ、情報公開という部分において、一般的にはそうした部分公開というものもあるんだけど、今回そこうちの町の条例ではなかったもので、加える、そうすることによって、一般的な情報公開の際に要求される一定の水準というか、レベルというか、そういうのを確保しよう、そうした趣旨であると理解してよろしいでしょうか。お尋ねします。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 中川委員おっしゃるとおりでございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 参考資料の一番最後のページなんですけど、第三者の利益を害するおそれがある部分については黒塗りで秘匿する、処置した上で公開するということになると思うんですけど、これに関して懸念があるのが、よく情報をいろんなところでやっていますけど、全部真っ黒に塗ってしまうとか、そういうこともあると思うんですけど、これに関してどこまで公開するというのは、その審査会の中で決めるということではよろしいのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 提出された意見書や資料のうちどの部分を公開できるかどうかについては、審査会で決めることとなります。今おっしゃられたのは、通常の公文書の公開請求については、一義的には実施機関でどこを公開するかを決めます。そこに不服があるときには情報公開審査会が審査することとなります。情報公開審査会に出された資料や意見書については、当然ながら情報公開審査会の中で決めることとなります。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 行政文書に関しては、担当部署というか、そこでやるということで、審査会に関しては不服があるからというということですが、その点は慎重にやっていくべきかと思っておりますので、情報公開というのは、本来は全て公開しなきゃいけないものだと思いますので、そのあたりも審査会の中で慎重に公開はしてもらいたいと思います。これは意見として。

【佐藤（正）委員長】 他にございますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 出された意見書の中に、平成30年5月から8月までに審査した審査請求の審査において、審査を行うに当たり解決すべき点が認められたとありますけれども、実際に情報公開制度が改正されてしばらくの間、町には情報公開請求がなかったもので、そのままにしていました。ただ、実際に開いたときに、実際に開かなければいけないという状況に陥ったときにさまざまな問題が出てきましたということですね。委員の皆さんからそういう意見が出た、改善しなきゃいけないと、寒川町の情報公開条例については改善しなきゃいけない部分があるんじゃないのという話が出たということなんですけど、今回ここで改正されればスムーズにいくわけなんですけど、5月から8月までやったときには、さまざま不都合がある中で開催したわけですね。そのときには特に問題は起きていないのか、大丈夫だったのかどうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 まず、私の説明が不足したかもしれません。情報公開制度が平成18年に創設されてから、審査請求そのものは何件かございました。平成28年に行政不服審査法の大改正とともに、1度条例改正をしたときに、以降審査請求がなくて、平成30年に初めてあったということです。平成30年に審査請求した際に、確かに制度改正後初の審査会で、委員の皆さんが戸惑ったということがございます。ですから、もしかしたら開催日数が少し多かったかもしれませんし、時間もかかったかもしれませんが、最終的には支障なくできたと把握しております。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 ということは、平成30年に行われたときに、まずは、審査請求によらない審査会が開催されていないから、会長とかを決めるところから始めたということになりますか。会長というのは。

基本的なことですが、この方たちの任期とか今後については、任期が終わったときに会長等を決めていくのか、それとも任期は特になくて、ずっと基本的に審査会の委員さんというのは変わらずにいつているのか、同時開催ということは、要は会はあったとしても、ちゃんと組織として運用ができるような体制がとられていないときにちゃんと運用がとられる体制をつくることからまずやらなきゃいけないから審査請求がなくても会を開くんだということですね。現状その前まではどうなっていて、今後その辺についてはどうなるのかお聞かせください。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 まず、審査会の委員の任期は3年でございます。今回平成30年の審査請求においても会長が決まっておらなかったようなので、審査請求のために招集した回で会長から決めたという経緯はございます。今後審査請求事案がなくても招集はできるようになりますので、そうした組織

体制を固めるところだけでも招集はできるようになりますので、今後はそういった形になろうかと思
います。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 意見書の中からの要望ということで3点挙げられましたが、今審査会と審議会の同
時開催ができるようにということですが、これは誰がそれを決めるんですか。同時開催で具体的にど
のような対応を想定して同時開催ができるようになるのでしょうか。具体が見えないので、その点につ
いての説明をお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 まず、同時開催については、審査会は審査会、審議会は審議会ですので、審査
会と審議会の同時開催ではございません。制度運営に関するものが審議会、審査請求に関するものが審査
会でございます。なので、同時開催の今お話をしているのは、審査会の同時開催でございます。これ
までどちらかに案件があると、便宜的に両方、メンバーが同じなんです。審査会は審査会のメンバー、
両制度で同じメンバーですので、制度として、情報公開制度と個人情報保護制度がございます。両方
に審査会と審議会がございます。どちらも制度運営に関するものが審議会、審査請求に関するものが審査
会でございますので、情報公開と個人情報の審査会を同時開催するというのが今話題になっていると
ころでございます。どちらかの案件があつて開催すると、メンバーが同じですので、便宜上両方の
委員会の開催という形をとっておりました。そういったことなんです。片方の開催理由がないのに
開催しているのではないかというような読み方ができてしまいますので、今回はそういったことを解
消するための改正をさせていただきます。

【佐藤（正）委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 解消されたことでどのようなメリットが生まれるのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 規定上不明確な部分がありましたので、そこが解消できるのが一番かと思いま
すが、今度は柔軟な形で、審査請求案件がなくても、委員のメンバー構成を決める、会長を決めると
いうような案件でも開催できるという形になります。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。

続きまして、議案第59号 寒川町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本議案に
ついての説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 続きまして、付託議案の3、議案第59号 寒川町職員定数条例の一部改正につ
いて審査をお願いいたします。三橋総務課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、議案第59号 寒川町職員定数条例の一部改正につきまして、ご説明
させていただきます。このたびの条例改正は、多様化する住民ニーズに対応する現状の事務量等に鑑
み、部局ごとに定められております職員定数について、定数の総数は変更せず、部局ごとの内訳を変
更するものでございます。

まず、現在の職員数の状況についてですが、タブレット資料04-2 職員定数の状況をごらんくださ
い。職員数の推移の表の右端、現在の職員数359人に対しまして条例定数は390人ですから、31人の差
がございしますが、各部局の内訳では、教育委員会の学校その他の教育機関の職員数以外の各部局で配

置できる人数に余裕のない状況となっております。

一番下の表、条例定数改正案の表の現在の定数の列とR1職員数Bの列を比較していただくと、町長の事務部局では定数と実職員数の差が3、また教育委員会の事務部局では定数と実職員数が同数となっております。なお、消防につきましては、職員数が定数を超過しておりますけれども、初任教育前の職員と休職している職員は定数から除かれるため、定数人員としては56名となっております。

真ん中の四角、今後新たに職員配置が見込まれる現在の状況をごらんください。現在来年度の人員配置に向けまして各課等のヒアリングをしておりますが、新たに実施しなければならない事業等により記載のような人員が必要になると見込まれておりまして、来年度の組織体制を想定すると、職員の配置が困難な状況でございます。現時点で記載のとおり増員を確定するものではございませんが、定数の総数は変えずに、部局の内訳を変更することによって効果に人員配置が行えるようにするものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料04-1議案第59号の3ページをごらんください。第3条第1項の表中の1の項、町長の事務部局の職員の定数を「248」から「260」に改め、12名増とするものでございます。また、3の項、教育委員会の事務部局の職員の定数を「24」から「29」に改め、5名増とするものでございます。増とした17名につきましては、教育委員会の学校その他の教育機関の職員の定数を「47」から「30」に改め、17名減として総数の増減はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨を規定するものでございます。

職員の配置につきましては、定数の上限を目指すわけではなく、事業の見直しやその他進め方の見直しを行いながら効果的、効率的に業務を遂行するため、人員を過不足なく配置する必要があると考えております。また、来年度に向けましては、新たな総合計画の作成も控えておりまして、事務事業の見直しや組織体制の見直しも予定されておるところでございます。

改めまして、職員数の適正化と職員配置を検討する必要があると思いますが、今回の改正は来年度に向け直近の状況に対応できるようにするため改正を行うものとなります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中川委員。

【中川委員】 それでは、1点お尋ねいたします。今回改正される職員定数につきまして、改正前の段階で、特に教育委員会の学校その他の教育機関の職員が、定数は47なんだけど、実際の職員数が令和元年度で19人となっていて、かなり定数と実際の職員数の乖離が大きいというところがあります。その辺も含めて実態に合わせるという中で、町長部局と教育委員会などの間で定数をやりとりするような感じになるのかと思っておりますが、特に学校その他の教育機関の職員において、実際の職員数と定数との乖離の大きい、その点どのような背景、理由があるのか、その点についてはいかがでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 現状の教育委員会における学校その他の教育機関の職員数ですが、条例定数との乖離につきましては、まず1点目としては、指定管理によりまして、今まで正規の職員が配置されていたものが指定の業務の該当になっているということが1点と、あと調理師さん等を含みますが、現業職の不補充の関係がございますので、退職されてその分を補充していないという状況もございます。失礼いたしました。調理員さんは関係がないです。用務員さん等もおりますが、そういった関係で現業職不補充の関係もございます。正確な人数は今お話しできませんが、そういった状況でございます。

【佐藤（正）委員長】 補足はありますか。

芝崎主幹。

【芝崎主幹】 先ほどの調理員さんにつきましては、正規職員は定年退職を迎えておりますけれども、任期付職員でその部分については補充しておりますので、現状の人数は変更がありません。

以上となります。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 1つの大きな理由が、指定管理、多分図書館とか公民館、もう一つが調理員が入るのか入らないのか、あと用務員という、そういうお話でしたけど、実は調理員がここのところにカウントされるということになると、今後給食のセンター化だとか、その辺もありますので、この30という定数で大丈夫なのかどうか、給食センターの基本構想の中では常勤が10人、非常勤が30人で合計40人、そういう数字が示されて、常勤が関係するかとは思ったのですが、ここの数字には調理員は入ってこないで、センター化とは別の話だという理解でこの場合はよろしいのでしょうか。その点を確認させてください。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 申し訳ございませんでした。調理員につきましては、正規職員退職後、任期付職員を補充しております、任期付職員は定数のカウントに入りますので、3の生じている原因とはなってございません。給食センターにつきましては、現状ではどのくらいの正規職員を配置するのかというのが定かではないところもございますので、その際には再度定数条例の関係もよく検討して、適正な形で改正する機会があろうかと考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 今回の定数の改正については、来年度に向けてということで、今町長部局に全く余裕がない中で、教育委員会の公民館だとか、図書館だとかをアウトソーシングしたことによって、町の正規職員が必要なくなったということで、その分を町長部局に振り分けるというようなことが基本的な考え方だと思いますけど、先ほど課長の説明の中で、今後については、新たな事業もこれから展開が予定されている中で、職員が不足してくるだろうという予想が立つんだと思うんですけど、さまざまな形で適正配置をしっかりとやっていきますというお話だったんですが、適正配置をした中で、どのくらいの定数なのかというのも決まってくるんだと思うんですけど、適正配置を判断する作業として、今後どのようなことをやっていかれるのか、その辺をお聞かせいただけますか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 それぞれの課、所属における適正な人員について、これを見きわめるのが、正直申して、かなり難しい部分がございます。現在先ほども申しましたが、各課等からヒアリングをいたしまして、現状においてそれぞれの課の課長からヒアリングをいたしまして、状況等は十分に伺っておるところでございます。いろんな状況で仕事が増える一方な状況がございます、その辺も整理する必要があるとは認識しておるんですが、そういった面も含めまして、各課における適正な人員配置、人数を見きわめるのが非常に難しいのは正直なところなんです。なので、業務の棚卸しと申しますか、そういった作業も考えられるんですが、どういった形で作業するのがよろしいのか、今なかなか答えが出ていないんですが、検討しているところでございます。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 実際には今回については、暫定的だと捉えますけれども、この辺を考えていくと、採用に対する考え方とかも変えていかなきゃいけないという気がしているんです。途中で退職される職員とかもいるんだと思うんですけど、昨今世間でよく言われているのが、入ってすぐ2年とか3年でやめてしまう若者の離職率というのが非常に上がっているという話も聞きますけれども、寒川町の傾向

としてもそういう部分がもしかしたらあるのかと、そういうことを考えていくと、採用のときに多少多目にとっておくとかということ、現状は定数まではいっていないわけですから、そういうことも考えていかなきゃいけないし、それから、今、課長が言われたように、各部とか課で、実際にほかの課と相対してこれを見るものなのか、それとも絶対的な仕事量というのをはじき出すのか、そういうことをしっかりやらないと、多分適正配置をしていくというのは、本当に難しい作業なんだろうと思うんですけど、これには多少なりとも時間がかかると思うので、しっかりやっていかなきゃいけないと思うんですけども、その部分と、採用に関する考え方とかも、こういうことによって変化していくのかどうかという部分をお知らせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 人員の適正配置に向けた作業については、心して取りかかりたいと思っております。採用については、多目にとりついてもなかなか難しいところはございますが、さまざま法規的な許される範囲で欠員に対応できるような形を可能な限りとりたいと考えております。

【佐藤（正）委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 今採用のお話がありました。離職率の話もありましたけど、民間では3年後30%程度あるという中で、私どもの会社につきましても、新しく採用した職員が早目にやめるという実態は以前よりは現実でございます。それはそうだなという形で受けとめております。

それと、今回これまで社会状況やいろんなことからさまざまなニーズがあって、住民のニーズに答えなくちゃいけない、それから多様化する業務がある、国が政策を打てば、最終的には自治体で人手当てしなくちゃいけない、マイナンバーもそうですし、介護とかと一体化して専門職を雇って新しくやりなさいとか、いろんなニーズが増えてきているので、職員も本当に増やさざるを得ない、ずっと我慢してやってきましたけども、働き方改革ということの中で、なかなか休みがとれないとか、いろいろ心の病とかということも含めまして、きちっと職員を充てなくちゃいけないというのは、我々が本当に思っているところでございます。

アークリーグですとか、『「高座」のこころ。』ですとか、いろんな取り組みをやってきたいい影響とございますか、そういった形で採用試験をやったときに、全国沖縄から北海道まで受けに来ております。それについては、いろんな自治体を受けようと思ったときに、寒川町が独自で取り組みをしている、ほかではやらない取り組みをしているとか、そういった中で町を調べてみると、いろんなことを積極的にやっているいい町なんじゃないかと思って受験をしましたということで、実際に受験していただいております。それは、私どももここ1年、2年の中では、メディアに出たの影響ですとかがすごくあるんだと思って、うれしく思っているところです。

しかしながら、職員の定数もいたずらには増やせないという中で、でも、必要だ、退職者はどれぐらい想定できるという中で採用しますけれども、実際今度採用したときに、ほかの自治体とも競合して受ける、それは民間を受ける人たちも同じように幾つか受けて、自分の一番行きたいところに行くというのは同じですので、我々のところを受けてくれて、我々もいいと思って合格にさせても、最終的にはほかも受かって、例えば県に受かって県に行ってしまう、そういった実態もあるので、そこまで見込んで多くとるとということまでは、なかなか踏み込めていないというのが実態としてある。ただ、思ったよりもいろんなところを受けて、最終的にうちを選んでもらえないというジレンマにも、マジでという悲しい、むなしいという気持ちになることも、ここ1、2週間の中でも大分あります。あとは急に退職するという方も、いろんな関係で、新人じゃなくてもということも増えているところもあるので、最終的に人が足りなくなってしまうという展開になっているというのが実態です。そうやって思うと、できるだけきちっと職員も採用のところから考えたり、いろんな形で確保しないと、実際4月になったときに足りないというのが、ことしの4月もそうだったんですけど、足りないという状況

に本当に、想定よりも足りないという状況が出ちゃっているんで、その辺は反省して我々も対応していかなくちゃいけないとは思っているのが実態でございます。

一応の説明になってしまいます。あとは、今回職員の定数条例の改正を実態に合わせてやっていますけど、課長も言いましたが、来年度総合計画が新しくなっていくということになりますと、新しい戦略を打つような形になりますから、戦略に基づいた組織の見直しというのをしなくちゃいけないと思います。それに基づく形で、またさらに定数の条例改正というのもあり得るかもしれませんので、それはそのときに必要であればまた出していきたいと考えております。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今、部長から答弁いただいてから、それ以上質問するのも何ですけども、今職員定数の実数と定数には31名という開きがある中で、今まではそういう考えでやってきたけれども、今後町の事業が減っていくということはあるわけではあります。さらに今は地方が自分たちで新しいものを生み出して町をよくしていく、町を全国にPRしていくということが求められていくわけですから、バランスもあると思いますけど、これまで以上に積極的に職員を確保していくという考え方に、町長ともしっかりお話ししていただいて、変えていかなきゃいけないという気がするんですけど、もしお答えがあればお答えしていただければと思います。

【佐藤（正）委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 その点については、町長とも話している部分がございます。町長もかなり理解を示していただいて、今回につきましても、専門的な部分については積極的な採用をしていただいております。引き続きよく町長ともお話をし、職員をちゃんと確保できるように努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 1点お聞かせください。今、部長から答弁もあったとおりに、以前から業務量の増大であるとか、職員の定数が少ないがゆえに事務量が多くなっているという中で、なぜ、じゃ、このタイミングで定数の変更をするのかと思ったんですけども、どうせならば指定管理が決まったときに早急に定数を変更していれば、もしかするとここ何年かの間で事務量も減っていたりとか、もっといい仕事ができたとするんですけども、それについてなぜこのタイミングなのか、理由があったらお聞かせください。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 今考えればそう思います。ですが、当時は、町長部局の定数と実数職員数にも多少開きがあって、改正をしなかったということだと思ってしまうので、現にここまで来て切迫した状況になっていますので、ここで改正のご提案をさせていただいているという状況でございます。

【佐藤（正）委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 もしかすると今回この定数の変更で乗り切れるかもしれませんが、まだまだきつどこかで眠っているマンパワーというか、業務のやり方があると思うんですけども、そういったものを早急に今のうちにやっていかないと、それこそ若手職員さんの確保についてもあまりにも業務量が多過ぎるとか、今まで思い描いていたさまざまなイメージと違う部分があったりすると思うんです。ですから、もっとクリエイティブな仕事というか、与えられた仕事をするだけじゃなくて、余裕のある仕事というか、夢のある仕事をもっとすべきだと思うんですけども、そういった点について、いま一度総務課として業務の見直しであるとか、人員配置であるとか、適切なものというか、もっとある程度の余裕を持った配置をできるように、できる限り心がけていただきたいと思いますと思うんですけども、そ

の点について最後にお聞かせください。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 委員おっしゃるとおりだと思います。若手職員のモチベーションの維持は、全体としても大変重要なことですので、適正な人事配置に努めましてモチベーション高く働けるような環境を整えていきたいと思うので、よろしく願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回も職員の定数のことなんですけど、これに関しても、先ほどの答弁の中で現業職の不補充ということがありましたけど、これに関して将来的に、先ほど出ました専門的な職員の採用ということもあると思うんですけど、その辺のことに関してはどう考えていますか。お願いします。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 現業職の不補充については、町の基本的な考え方でございますので、ここが今変わることはございません。専門職につきましては、土木、建築、保健師等々いろいろな職がございいますが、専門的な分野での業務も増えておりますので、そこは状況に応じてよく検討したいと考えております。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 専門職に関しては、これからまた採用もあるということなんですけど、いずれにしろ、先ほど黒沢委員からも出ましたけど、職員の定数というか、人数的には足りないと思いますので、増やして、これから先いろいろ検討していくべきかと思うので、またいろいろと検討して、仕事をスムーズに回すための対策をやっていただきたいと思いますので、それに対して何かありますか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 ありがとうございます。そのとおりでございますので、業務に滞りのないよう適正な人事配置に努めてまいります。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 職員定数の状況の推移の表なのですが、先ほど黒沢委員からの質疑でもあったかと思うんですが、途中で退職する方等々がいるという中で、ここに書いてある年度ごとの職員数は、いつ段階での職員数であったのか、かなり人数の変動もあるように思うんですが、ということと、それぞれこの年度ごとに退職される方がいて、もしくは途中で雇用される方もいてという差があると思うんですが、おおよそそれぞれの年度において一番多かったときは、どれぐらい一体職員がいたのか、そこが見えないと、何とも判断のしようがないというところも感じるんです。というところをもし何かあればお教えいただきたいということと、あと、現状60歳で退職されて、その後また雇用されている方も結構いらっしゃると思いますが、そちらはこの定数ないしは職員数には入っていないという認識でいいのかどうか、そこだけ確認をとらせてください。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 ご質問の順番と違ってしまうかもしれませんが、まず、定年後の再任用の職員につきましては、この職員数には含まれておりません。それから……。

【佐藤（正）委員長】 正確に答弁をお願いします。

三澤主査。

【三澤主査】 再任用の職員数については、含まれておりません。

【佐藤（正）委員長】 続けてお願いします。

三橋課長。

【三橋総務課長】 各表の人数の時点ですが、各年度令和元年以外は4月1日現在という形です。令和元年につきましては、直近の数字を載せております。10月の採用がございましたので、それを含めての数字となっております。それから各年度のマックスの職員数につきましては、大変申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、お答えすることができません。

以上のような状況です。

【佐藤（正）委員長】 何かありますか。補足があれば、どうぞお願いします。

野崎部長。

【野崎総務部長】 正確な数字は今出せないということで、判断できないというお話もあったんですけど、何度か機会があったときにお答えしたかと思うんですけど、平成8年前後ですけど、400人を超えているということが一番多かったと記憶しておりますので、そういうところの数字があつてからの今こういう流れの人数になっているということでご理解いただければと思います。

【佐藤（正）委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 わかりました。4月1日段階だとすると、そこから少しずつまた退職者が出て、また10月採用でも補充があつて、そんなところで、そんなに大幅には変わってはいないとも、年度の中で、ここのところ平成25年以降だと、それほど変わってはいないのかと思いつつも、例えばこの表だけ純粹に見ましても、平成29年度だと343人、現状で359人、16人増ということで、それなりには結構幅があると思ひ、今回こちらに書いています今後新たに職員配置が見込まれる現在の状況というところも、今後15人ぐらゐを増加させるであろうという見込みが書かれておりますが、平成29年の頃から現状までで、主に結構なんですけど、増えたところほどのあたりになるのか、もしわかれば教えてください。

【佐藤（正）委員長】 答弁をお願いします。

三澤主査。

【三澤主査】 29年から30年度にかけて主に増えた内容ですけども、教育施設・給食課、これが新設されましたので、そちらの人数が増えております。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 数字の概要はよくわかるようになってきましたけれども、中川委員の追加答弁というか、補充答弁は、17人減の内訳について教えていただけませんか。指定管理者で減になったことは、そのときは公民館と図書館ということですが、具体的に今お話を聞いておりますと、補充しないとか何とかと、誰が何人補充しないのか、具体的に17人の内訳について教えていただけませんか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 指定管理による減については合計で12名でございます。今回17人となりましたのは、見込み人数が全体で15人、これが町長部局で12人で、教育委員会で3人が数えられると思うんですけど、それをベースに多少の余裕を持たせまして全部で17人という形になっております。

【佐藤（正）委員長】 根拠の考え方が柳下委員と違うのかという感じですね。町側の見解が示されたのかと思ひますが、何か追加でありますでしょうか。町側としては、17名分の仕事量が足りないから教育関係から17名減らしたという考え方ですね。

柳下委員、もう一回いいですか。

【柳下委員】 振り分けたのはわかりました。12人と5人を振り分けたということがわかりました。振り分けた17名のもとが、指定管理者がそのうち12名いました、そうしたらあと5名というのは、振り分けたもとの数字の何だったのかということ。用務員だったのか調理員だったのか、それが何

名だったのかという、残り5名はどのような職種の方だったのでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 答弁をお願いします。

三橋課長。

【三橋総務課長】 申し訳ございません。指定管理には12人、そのほかに余裕分というのは、退職後補充していなかった分ということになるかと思えますけども、主に用務員という形になろうかと思えます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は10時15分といたします。

【佐藤（正）委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第62号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを一括議題といたします。本議案についての説明を求めます。

野崎部長。

【野崎総務部長】 続きまして、付託議案の4、議案第62号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び付託議案の5、議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について一括の審査をお願いいたします。それでは、三橋総務課長よりご説明申し上げます。

【佐藤（正）委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、議案第62号及び議案第63号について一括してご説明いたします。

まず、会計年度任用職員制度の創設の背景についてですが、近年地方自治体では臨時職員や非常勤職員が増えており、寒川町でも多くの職場で臨時職員、非常勤職員が配置されております。今や地方自治体にとっては欠かせない重要な業務の担い手になっております。

こうした中、臨時・非常勤職員の適正な任用、適正な勤務条件の確保が求められるようになり、平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が可決され、会計年度任用職員制度が創設されました。

この改正法の施行日が令和2年4月1日に迫る中、町でも新制度への移行に向け準備を進めてまいりまして、2件の議案を提出させていただきました。議案第62号は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める条例を新たに制定するもので、議案第63号は、制度の創設に伴い人事に関する既存の条例に影響が生じるため、関係条例の条文の整備を図るものでございます。

では、まず議案第62号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について内容をご説明いたします。タブレット資料は05議案第62号の2ページをごらんください。第1条は、趣旨を規定いたしまして、第2条では、第1項で会計年度任用職員の給与を定義しまして、第2項で給与の支払方法を、第3項では、費用弁償が給与とは別である旨を規定しております。

第3条から6ページの第17条までは、主にフルタイムの勤務の会計年度任用職員に関する規定でございます。町では、フルタイムの任用は現在想定しておりませんが、制度として必要な規定を整備するものでございます。

第18条以降が、パートタイムの会計年度任用職員に関する規定でございます。6ページの第18条では、報酬の計算方法について、7ページの第19条から9ページの第22条では、それぞれ特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務にかかる報酬について規定いたしまして、第23条では、報酬の端数

処理を、第24条では、期末手当について規定しております。

10ページの第25条では、報酬の支給期日、第26条は、時間外勤務にかかる報酬の1時間当たりの額、11ページの第27条は、喫緊の場合の報酬について、第28条は、給与天引きに関して、第29条は、極めて特殊な場合の給与について、12ページの第30条は、通勤手当に相当する報酬について、第31条は、旅費についてを規定しております。第32条に委任規定を置きまして、最後に附則として、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

13ページ以降が給料表になりまして、13ページから16ページまでが行政職給料表(1)、17ページ以降が行政職給料表(2)でございます。会計年度任用職員の給料や報酬の決め方ですけども、まずフルタイムの方の給料につきましては、給料表の月額がそのまま適用されることとなります。給料表のどの級、どの号給になるかは、その方の学歴、免許の資格や経歴等によって決まるわけでございますが、一般的な事務補助の業務で最初の年度については、行政職の1でしたら1級の6号給を想定しておりますので、給料の月額は15万1,700円となりまして、これに地域手当を加えた16万9,600円が支給されることとなります。パートタイムの方の報酬についても、フルタイムの方と同様に適用される級や号給が基準月額として決められまして、その方の勤務時間の状況に応じてその基準月額を割り返して、日額や時間単価が計算されることとなります。フルタイムでもパートタイムでも、6カ月以上の任用であれば期末手当も支給されることとなります。

それから、会計年度任用職員の任期の更新、用語としては再度の任用と言いますが、再度の任用については、毎年度簡易な人事評価を行いまして、一定の評価のもと翌年度の任用が可能となります。2度の再度の任用をした後、つまり引き続き3年間の任用の後には、再度の任用はできなくなりますけれども、改めて応募していただきまして、応募していただくことは拒みませんので、さらに引き続き働いていただける可能性はございます。また、再度の任用の際には昇給もございますが、詳細な部分につきましては、ただいま最終的に詰めているところでございます。

続きまして、議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてご説明いたします。先ほども申しましたが、会計年度任用職員制度の創設によりまして、人事に関する既存の条例に影響が生じるため、関係条例を改正するものでございます。

関係条例として、9つの条例を9条立ての改正条例で改正する形となっております。タブレット資料は06の11分の5ページ、新旧対照表の1ページをごらんください。改正条例の第1条関係は、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。第2条第2項は、公益的法人等に派遣することができない職員を列挙している規定でございますが、地方公務員法の改正で同法第22条に項ずれが生じたための修正と条件付採用については漢字表記を整理するものでございます。

改正条例の第2条関係は、寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条は、毎年公表している人事行政の運営等の状況についての規定で、この報告事項に地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を加えております。つまりフルタイムの会計年度任用職員を含むこととする規定を整備するものでございます。

改正条例の第3条関係は、寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正です。第3条は、休職の効果、ここでは休職期間についての規定ですが、会計年度任用職員も分限処分の対象となりますので、休職期間について第4項として追加するものでございます。

改正条例の第4条関係は、寒川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、第3条は、減給の効果、ここでは減給する期間や程度を規定しておりますが、会計年度任用職員も懲戒の対象となります。パートタイムの場合は給料でなく報酬となりますので、その旨の規定を加えたものでございます。

改正条例の第5条関係は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第17条は、臨時職員等の勤務時間や休暇等についての規定でございます。現行規定の臨時的に任用される職員や常時勤務を要しない職員について、新たな地方公務員法での位置づけにより根拠規定を加え、条文を整備するものでございます。

改正条例の第6条関係は、寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、改正する第2条第4号は、育児休業が取得できる非常勤職員を規定しているのですが、これまでのように同一の任命権者かどうかにかかわらず、雇用期間で判断されるため、現行規定の特定職という概念がなくなりました。そのため第2条、第2条の3、次のページの第2条の4、さらに次のページ、第3条までの改正は、特定職の規定を削るものでございます。

タブレットは11分の9、新旧対照表5ページの第7条第2項の改正は、育児休業中の職員に対する勤勉手当の規定ですが、そもそも会計年度任用職員には勤勉手当が支給されないので、これを除く規定を加えるものでございます。

続く第8条の改正は、育児休業した職員の昇給の調整規定ですが、会計年度任用職員には適用されないので、これを除く規定を加えるものであります。

続いて、タブレット資料11分の10ページ、新旧対照表6ページの第20条第2号の改正は、内容の変更はございませんけども、地方公務員法を最初に引用する条が、今回の改正により第7条に変わりましたので、法令番号を削るものです。同号、細分アの改正は、先ほどご説明した特定職を削るものでございます。

次に、改正条例の第7条関係は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害に関する条例の一部改正です。第5条は、補償基礎額を定義する規定ですが、当然ながら会計年度任用職員も公務災害の対象ですから、補償基礎額について定める規定を追加するものでございます。

改正条例の第8条関係は、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。別表第1は、町の非常勤特別職の報酬額を規定したのですが、会計年度任用職員制度が構築される中、特別職非常勤職員につきましては、地方公務員法により専門的な知識、経験等に基づき助言や調査等を行うものに限定されましたので、青少年指導員と交通指導員については特別職から外れることとなりますので、この2つの職を削るものです。

次のページの別表第2につきましては、別表第1の改正に伴う整理でございます。

11分の11ページ、新旧対照表の7ページの改正条例第9条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。第20条は、臨時職員等の給与に関する条例ですが、第1項では、単に臨時的とされていたものに新たな地方公務員法の根拠規定を加えております。第2項では、現行規定の常時勤務を要しない職員について、新たな地方公務員法での根拠規定を加えるとともに、会計年度任用職員の給与については、条例で定める旨を明記するものでございます。

最後に改正附則として、この条例の施行日を会計年度任用職員制度が始まります令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中川委員。

【中川委員】 それでは、何点かお聞きいたします。まず1点目は、条例案では2条以下に関係するかと思います。これまで臨時とか非常勤職員の賃金総額というのが、年間大体2億円前後だったと思いますが、そうした額について、会計年度任用職員化された場合どのようになるかという点をまず1点お尋ねいたします。予算に絡むかもしれませんが、可能な範囲でお答えいただければと思います。

2点目に関しましては、第2条から派生する問題ということで、同じく臨時や非常勤職員の今までの人数というのが、大体毎年300人前後であったかと思いますが、会計年度任用職員化されたことによってどのようになっていくかということについて、2点目お尋ねします。

3点目ですが、条例案だと14条と24条に関係するかと思いますが、先ほどの話の中で、会計年度任用職員にも期末手当、いわゆるボーナスが支給されるということでありましたが、ボーナスが支給される一方で、1月当たりの月給は下がるという自治体も多いといろいろと報じられておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

4点目は、3条から17条のフルタイムの会計年度任用職員に関してですが、今のところ予定はないということですが、その理由についてお尋ねしたいと思います。私は、本来的にはフルタイムで会計年度任用職員を採用するのは正規職員とするべきではないか、それが筋ではないかと考えますが、その点についての担当課の見解をお尋ねしたいと思います。

以上4点です。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 お答えいたします。まず賃金についてでございます。ここがなかなか答えにくい部分でありまして、現在賃金として決算等でお知らせしている額は、委員おっしゃったとおりでございますが、今後会計年度任用職員は、給料または報酬としてお支払いされるんですが、総額が増えるかどうかということですが、増加すると見込んでおります。どの程度増加するか正確な金額を今申し上げられる状況にはございませんので、申し訳ございません。

2つ目の人数でございます。現在想定しておるのが、会計年度任用職員総人数で250人程度を想定しております。

3つ目の期末手当の関係で、月給がどうかということでございます。月換算で報酬等が下がるということはあり得ると考えております。年額ベースで考えると変わらないベースを考えておりますが、月額で考えると下がることもあり得ると考えております。4つ目のフルタイムの想定でございます。委員おっしゃるとおり、本来正規職員がやるべき仕事であれば、正規職員を任用するべきという考えはベースでございます。ですから正規職員でなくてもよい仕事で、フルタイムが必要な業務があれば、フルタイムの会計年度任用職員もあり得るかとは思いますが、現状では町ではそういう業務がないということで、フルタイムを想定していないというお話でございます。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 4点、わかりました。1点目は、多分少し増ではないかということ、2点目は、現状よりも少し人数的には少なくなるのかと、3点目は、月ベースにすると減るのか、また年収ベースでは変わらない、4点目、本来正規職員にすべき、そこは担当課でも認識されているということでございます。

今回臨時・非常勤の職員から会計年度任用職員化ということで、大きな制度変更になるのかと思います。そうした中で、先ほど部長のお話の中で、これは正規ですけど、北海道から沖縄までいろいろなところから受験者があるというのは大変ありがたいことであると思いますと同時に、町の職員採用試験に合格された方がほかの自治体にも合格されて、ほかにも行ってしまうという、一方では切ない事情もあるということで、うれしさと切なさを感じるようなお話だったかと思いますが、いろんな有能な人材を獲得するという点でも、会計年度任用職員化することによって、かえって待遇面が悪くならないように、条件面がわるくならないように、そこはしっかり進めていってほしいとお願いしたいと思いますが、この点について担当課の認識、考えをお聞かせいただきたいと思います。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 その点もおっしゃるとおりでございます。会計年度任用職員も、先ほど冒頭申

しましたように、自治体にとっては貴重な戦力でございますので、優秀な人材を確保できるようきちんと制度的な整備をしていきたいと考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 会計年度任用は任期が、更新が毎年ということ、2年までということですけど、3年目にはまた新たに採用試験を受けるということでしたけど、それで、更新のときには昇給もあると先ほどお話があったと思うんですけど、もし新たに3年目に採用試験を受けた場合、前年度の旧態のベースというのは反映されるのかどうか確認したいと思います。

【佐藤（正）委員長】 説明だと3年まででしたか、2年までと今質問では。

（「3年目」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 では、質問が合っています。失礼しました。じゃ、答弁をお願いします。三橋課長。

【三橋総務課長】 一応確認させていただきます。最初に採用されて3年間更新、更新という言葉があれなんですけども、再度の任用が2回できるというお話をしましたので、全部3年できます。3年が終わって次の年に続けるには、再度応募していただいてという形になろうかと思えます。3年というか、4年というか、あれなんですけど。

【佐藤（正）委員長】 4年目に再度ということですね。

【三橋総務課長】 そうです。その際には、それまでの経験等は加味されるという考えでおりますので、最初の年とは違う形になろうかと考えております。

【佐藤（正）委員長】 給与額が違う形となるということですね。それを引き継ぐということですね。答弁ありましたが、他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 先ほど中川委員の質問の中で、250人程度を見込んでいますというお話だったんですけど、現状臨時職員として働いている方については、令和2年4月から会計年度任用職員になっていただくということを見込んで250人とされたということは、ここで1回今の臨職さんで働き続けたという方については、そこで1回目の採用が始まるという理解でよろしいのかどうかということ、前回の総務の協議会の中で、採用に関しては面接と聞いたような気がするんですけど、それでよろしいのかどうかということです。まず確認させてください。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 おっしゃるとおり、現状働いていただいている方についても、新制度でございますので、新たな1年目がスタートするということでございます。そしてその際の試験、採用に際しては面接試験を想定しております。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 課長からも説明の冒頭に、現在臨時職員と言われている方々は、町の行政の事務職の戦力となっただけで、それが新しい制度に変わりますということなんですけど、更新については2回できるので、3年までということなんですけども、要は優秀な人材を確保するという意味からすると、経験を積んだ方を使い続けるほうが町にとっては有利なんだと思うんです。再度の任用については、また応募していただいて面接試験を受けていただくということなんですけど、それについては限りがなく、3年またやりました、次もまた7年目にはもう一度応募していただいてということの続けることというのは可能なのかどうかということです。

それから、中川委員からもさっきありましたけれども、会計年度任用職員についての定数とか、特

に各自治体で定められていないわけですね。この皆さんにもしっかりと町の戦力として働いていただいているという現状があるんですけども、正職員をどこかで、これもバランスを考えてなんだろうけども、正職の定数は基本的に変えずに、増えた仕事量については、こういった方たちに振り分けていくという考え方でやっていくのかどうかということ、これまで臨時職員と言われていた皆さんも、年を経ることによって増えている状況にあるんじゃないかと思うんです。ということは、新制度が始まって身分が保証されて、働きやすい体制がさらに充実される中では、こういう制度ができますけど、町として、仕事量が増えていく中で、正規の職員は基本的にはあまり定数を増やさなくて、会計年度任用職員の皆さんを増やして事務量をしっかりとクリアしていくという考え方なのか、それとも正職員にどちらかというシフトしていくという考え方なのか、行政の仕事は結構特殊な部分もあるので、経験知という部分は多分必要なところなんだと思うんです。継続して仕事をやっていただいたほうが、その方の能力というのは発揮されやすいんだと思うんです。そういうことから考えて、町としてはこの制度はできるけれども、どういう考えで事務量をしっかりとクリアしていく上で、職員という会計年度任用職員も含めた正規職員も含めた中で、どういう考えでやっていくのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 まず最初のご質問ですが、再度の任用をして、3年たった後のさらにもう一度の応募については、特に回数の制限はございません。なので、4年目に応募していただいて、7年目に応募していただいてというのを繰り返すのは、制限は特にございません。

それから、2つ目のご質問で、増大する業務量への対応ですけども、基本的に業務の内容に応じてそこにつく職員が決まるのが正当な形と考えておりますので、本来正規の職員が担当すべき業務は、正規の職員を補充して業務に当たらせるという形が基本です。ですので、業務が増えたからといって、会計年度任用職員でそれを賄って数だけ合わせるということではなくて、業務の内容に応じて本来正規職員が従事すべき業務については、正規職員が従事すべきであります。その中で、会計年度任用職員で賄える業務が増えれば、増えることもあろうかと思えますけども、会計年度任用職員をもって正規の職員にかえるという形ではございません。

【佐藤（正）委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 わかりました。正規の職員が行わなければいけない仕事というのは、町の中でちゃんと明確になっているということでもよろしいですね。それ以外の部分については、これまで同様臨時職員の人という考え方だということですけど、そうなってくると、こういう制度はできたにしても、今まで町が進めてきたアウトソーシングというのをさらに進めて、会計年度任用職員にお仕事を回さなくてもというような考え方もあるのかどうか、それをここで言えるかどうかわからないんですけど、なかなか難しいところではあるんですけど、会計年度任用職員がいたずらに増えていくことというのも健全な状態ではないんだと思うんです。町が本来やるべき仕事というのは、いわゆる正職員がやる仕事なんだと思うんです。それ以外の仕事については、さまざま精査しながら、外に出せる仕事については外に出していくという考え方もあるかと思えますけども、町の基本的な考え方として、そういう考え方を持っているのかどうかだけ確認させてください。

【佐藤（正）委員長】 三橋課長。

【三橋総務課長】 可能な業務について、外に出せる業務があればアウトソーシングを考えることも基本的には持っております。ですから、業務を工夫する中でそういった業務を出せる部分があれば、そういった考えも出てくるかと思えますけども、具体的にはどの部分とは申し上げられませんけども、本来職員がやるべき仕事は正規職員がやるというのは基本にありつつ、業務の割り振りという中で、外に出せるものがあれば、それは検討していくのも価値があることだと考えております。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

12月会議で総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

（「必要なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 特になければ、このまま進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、休憩をとらず、このまま討論に入りたいと思います。

それでは、まず、議案第57号 寒川町情報公開条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号 寒川町個人情報保護条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これをもって討論を終結といたします。

これより議案第58号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号 寒川町職員定数条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第62号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤(正)委員長】 賛成全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤(正)委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤(正)委員長】 賛成全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年2月7日

委員長 佐藤 正憲